

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏名 有限会社須田工業
代表取締役 須田 哲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

前橋市長 山 本

複製厳禁

龍前橋市
公開を目的とした
許可証（写）です。

許可の年月日 平成28年4月4日

許可の有効期限 平成33年4月3日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え保管を除く）

①廃油（揮発油等）、②廃酸（腐食性）、③廃アルカリ（腐食性）、④感染性廃棄物、
⑤廃PCB等、⑥PCB汚染物、⑦廃水銀等（以上7種類）

(3) 産業廃棄物の種類（積替え保管）

①廃酸（腐食性）（以上1種類）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限

(1) ア 積替え又は保管を行う場所の所在地及び面積

群馬県前橋市富士見町赤城山下横道411番3、412番

イ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

廃酸（腐食性）

ウ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の保管能力

保管面積 2.1m² 保管容量 1.6m³

3 許可の条件

2の施設について、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類は廃密閉型鉛蓄電池（廃バッテリー）に限る

4 許可の更新又は変更の状況

平成28年4月4日 新規許可

平成28年8月30日 変更許可

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無
あり

複製厳禁